

実施要領等に関する質疑回答書

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問	回答（案）
(例)	入札説明書	11	第4	3	(1)	ア	(ア)	a	設計企業	〇〇〇〇〇	
1	実施要領書	4	第2	7	(3)				事業スケジュール	※工事着手を令和9年3月末までに実施することとありますが、工事着手とはどの程度を指しておりますでしょうか。着工の定義をご教示ください。	「解体工事に着手」を想定しています。
2	実施要領書	4	第2	7	(3)				事業スケジュール	本事業の設計・解体・建設の期間が令和13年3月までとなっていますが、各工事ステップについて、いつまでに完了させる必要があるなどというような工期の制約等が御座いますでしょうか。 ①既存施設の解体工事の着手時期及び範囲 ②新築複合施設の竣工時期。 ③新築複合施設竣工後、既存施設の解体着手時期。 ④事業区域全体の竣工時期等。 又、バス停と駐車場（東側道路の反対側）の使用可能時期 ご指示願います。	「実施要領書 P4 (3)事業スケジュール」のとおりです。 ①工事着手：令和9年3月末まで ②新築複合施設の竣工時期：※制約はありません ③新築複合施設竣工後、既存施設の解体着手時期：※制約はありません。 ④事業区域全体の竣工時期：令和13年3月末まで バス停（新たに設置するバス停と解釈します）及び駐車場（東側道路の反対側）の工事完成時期は、事業区域全体の竣工時期までとしてください。 なお、②及び③については、新複合施設への移転や運営準備等の期間を考慮してください。（移転や運営準備等に1～2ヶ月程度）また、提案される事業スケジュールによって新築複合施設の共用開始にあたり、建築基準法第7条に基づく仮使用申請が必要な場合は、手続き等含め本事業に含むものとします。
3	実施要領書	4	第2	7	(3)				事業スケジュール	「工事着手を令和9年3月末までに実施すること」とありますが、「工事着手」とは解体工事の着手と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領書	4	第2	7	(5)				施設の位置付け及び指定管理者	今回の事業者とは別に複合施設の運営事業者を公募するとのことですが、開館1年前は建設工事も終盤であり、変更要望を受け入れることが困難な時期です。運営者、運営の要求水準に伴い方が一設計変更が発生する場合については、引渡し後に運営側にてご対応いただくことと考えてよろしいでしょうか。	変更要望を受け入れることが困難な時期での変更は、引き渡し後に運営側にて対応します。ただし、変更要望を受け入れることができる時期を契約締結後にお示しください。
5	実施要領	4			(6)				事業の範囲	エ 備品調達・設置業務、オ 施設の仮移転・移転に係る整備業務においては、施工企業とは別の業者が担うことは可能でしょうか。その場合、規定されている要件はないものとして理解してよろしいでしょうか。	施工業者とは別の業者が担うことは可能です。その場合、要件はございません。
6	実施要領書	4	第2	7	(6)				事業の範囲	「オ 施設の仮移転・移転にかかる整備業務」とあります。 ①【仮移転（本整備敷地で最終的に整備する機能）】先で改修が必要な場合の改修設計・工事は事業範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。 ②含まれる場合、改修は最低限の機能維持の範囲と考えてよろしいでしょうか。 ③【移転（本整備敷地外に移転する機能）】先で改修が必要な場合の改修設計・工事は事業範囲に含まれると考えてよろしいでしょうか。 ④含まれる場合、改修は最低限の機能維持の範囲と考えてよろしいでしょうか。	①別添資料①に基づいた場合は、改修工事・設計業務は不要と考えています。 ②別添資料①に基づかない移転先を提案された場合は、協議により決定するものとします。 ③別添資料①に基づいた場合は、改修工事・設計業務は不要と考えています。 ④別添資料①に基づかない移転先を提案された場合は、協議により決定するものとします。
7	実施要領書	4	第2	7	(6)				事業の範囲	上記認識が正しい場合、移転先候補として挙げられている南館及び南三小（移転部分の明示も含む）の図面をご提示下さい。	南館及び南三小の改修工事・設計業務においては、別途とします。
8	実施要領書	4	第2	7	(6)	キ			事業の範囲	「民間提案事業の維持管理・運営」と記載がありますが、民間提案事業の設計～引渡し（同小項目（6）内のア～カに該当する業務）の業務については、本事業の対象範囲外と考え、本実施要領書には基づかなくても問題無いと読み替えての理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、民間提案エリア①については、空配管等を含むものとします。
9	実施要領書	4	7	(6)					事業の範囲	市民に対しワークショップ、シンポジウムなどの企画提案実施等協力と記載がありますが、具体的な内容はどのような内容でしょうか。	「要求水準書 P25～P26」に記載の内容を想定しておりますが、事業者の提案による変更等も可能です。

10	実施要領書	4	7	(6)	エ				事業の範囲	備品の調達、設置について、リスト参考資料（9）にあるリストについてどこからどこへ移設となりますか。また新品調達備品リストはございますか。	参考資料(9)のリストは、現在の施設に整備されている備品を示しており、新たな施設を計画する際の参考や解体・処分数量としてご確認ください。 なお、本事業の範囲に係る仮移転及び本移転（仮移転先から新たな複合施設への移転のこと）については、「要求水準書 P33（3）資料の移行準備」に記載のとおり公民館のアップライトピアノ及び提案・協議により決定した再利用するもの以外は、原則市で（引っ越し費用含め）実施する想定ですが、作業の際にはスケジュール調整等ご協力をお願いします。 また、新品調達備品リストはありませんので、「諸室の要求水準書」に記載している内容をご確認ください。（参考資料(9)のリストから、一部転用（新たな複合施設への設置）する提案を行うことも可能です。）
11	実施要領書	4	7	(6)	オ				事業の範囲	整備業務とは備品の移設の他、移設先の施設工事はありますか。またその積算できる資料はございますか。	備品の移設についてはNo10で回答しているとおりです。 移転先（仮移転先として解釈します）の施設工事（仮移転を行う場合の既存施設の改修工事として解釈します）については、「要求水準書 P33 1基本事項」に記載しているとおりに移転内容であれば、仮移転先の施設工事は不要です。 上記以外の移転内容や手法を提案される場合は、協議により決定します。
12	実施要領書									実質工事期間以外の（設計期間等）については、技術者の配置は必要ないとの認識で問題ないでしょうか。	設計・施工・監理等の各事業進捗に合わせた必要となる技術者の配置がなされておれば問題ありません。
13	実施要領書	5	第2	7	(9)				提案上限金額	事業費の支払いスケジュール案にて建設工事の前払い※1と記載がありますが、建設工事費の何%程度が上限となりますでしょうか。	年度毎の事業費40%を上限とします。 ※補足「施設整備請負契約書（案） P15 第42条」に記載している大阪狭山市公共工事等の前金払に関する規則に基づく前金払いの限度額（1億円）及び中間前払いの限度額（5000万円）は、改正済みのため、ありません。
14	実施要領書	6	第3	2	(1)				⑦	グループの代表企業から統括管理技術者を配置することとありますが、コンソーシアム内で設計責任、施工責任のリスク分担を分けている場合は、設計責任は設計企業が、施工責任は施工企業が説明責任を果たす、と考えてよろしいでしょうか。	コンソーシアム内で設計責任、施工責任のリスク分担を分けている場合は、設計責任は設計企業が、施工責任は施工企業が説明責任を果たすと考えてください。
15	実施要領書	6	第3	2	(1)				⑦	統括管理技術者の配置期間は設計業務のスタートから工事期間の全ての期間の配置でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	実施要領書	7	第3	2	(1)				⑨	参加者であるグループの代表企業の変更は認めないとありますが、民間提案事業の運営期間中は民間事業者が代表者となることは可能でしょうか。	可能とします。
17	実施要領	6	第3	2	(1)	④ ⑦			統括管理技術者	『グループの代表者は、設計企業、施工企業又は民間提案事業実施企業の代表構成員とする。』、『グループの代表者は、本事業全体のマネジメントを行う統括管理技術者を配置すること。』とありますが、設計・建設期間中は【代表者もしくは設計企業もしくは施工企業が配置】、施設引き渡し後の民間提案事業実施期間は【民間提案事業実施企業が配置】としていただけないでしょうか？施設引き渡し後は民間提案事業実施企業のみが事業を推進することになるため設計企業や施工企業が施設引き渡し後に統括管理技術者を配置するのは困難です。	設計・建設期間中の統括管理技術者は、 【代表者、設計企業、施工企業、民間提案実施企業のいずれかが配置】とし、外構工事を含む施設引き渡し後の民間提案事業実施期間中は、統括管理技術者になる責任者を新たに設置することを可能とします。
18	実施要領	6	第3	2	(1)	⑦			統括管理技術者	統括管理技術者・監理技術者・施工計画主任技術者・コスト管理主任技術者は常駐が必須条件でしょうか。	常駐の必要はありません。
19	実施要領	6	第3	2	(1)	⑦			統括管理技術者	グループの代表者が配置する「統括管理技術者」と施工企業が配置する「監理技術者・施工計画主任技術者・コスト管理主任技術者」は兼任可能でしょうか。	兼任可能とします。
20	実施要領書	7	第3	2	(1)	⑦	b			同種施設は面積制限はございますでしょうか。	同種施設の業務実績については、面積制限はありません。
21	実施要領書	7	第3	2	(1)	⑩	ア		同種施設	複合施設の場合、「公民館、コミュニティセンター、多機能福祉施設」のいずれかの用途が含まれていれば、同種施設とみなして頂けると考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	実施要項書	6-7	第3	2	(1)				基本的要件	一次審査以降に構成員の追加は可能でしょうか？追加する際、参加要件がある場合はその全て満たすこととし、必要書類は修正・追加提出します。	可能とします。 ただし、追加する際、参加要件がある場合はその全て満たすこととし、必要書類は修正・追加提出してください。

23	実施要領	7	第4	3	(1)	④ ⑦			統括管理技術者	『グループの代表者は、設計企業、施工企業又は民間提案事業実施企業の代表構成員とする。』、『グループの代表者は、本事業全体のマネジメントを行う統括管理技術者を配置すること。』とありますが、施設整備請負契約書（案）第10条では『受注者は・・・統括管理技術者を選任し』とあります。実施要領に記載の通りですと「民間提案事業実施企業」が統括管理技術者を配置することも可能と考えられますが、その場合には民間提案事業実施企業も施設整備請負契約書を締結する共同企業体の構成員とならなければならないとの理解でよろしいでしょうか？	「実施要領書 P6 2参加者の構成」に記載のとおり、民間提案実施企業がグループの代表者となることは可能です。 「施設整備請負契約書（案）」については、優先交渉権者決定後、詳細内容について協議の上決定しますので、必ずしも共同企業体の構成員になる必要はありません。
24	実施要領	7	第4	3	(1)	⑦	ア		統括管理技術者	『本事業全体のマネジメントを行う』とありますが、民間事業提案施設以外（P4に記載の①～⑤まで）の施設を引渡した後は統括管理技術者を配置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。施設引き渡し後は民間提案事業実施企業のみが事業を推進することになるため設計企業や施工企業が施設引き渡し後に統括管理技術者を配置するのは困難です。	No17を参照してください。
25	実施要領	8			(3)	④	カ	b	コスト管理主任技術者	P10④ウ建設企業にもコスト管理主任技術者を配置することとありますが、建設企業のコスト管理主任者が設計企業のコスト管理主任者を兼務することは可能でしょうか。	兼任可能とします。
26	実施要領	10			(4)	②			施工企業の参加資格要件	建設工事における経営事項審査数値が1,400点以上あること…とありますが、建設業務を共同企業体で構成する場合、代表企業1社が満たせば宜しいとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	実施要領書	10	第3	2	(4)				④ウ	施工企業のコスト管理主任技術者と、設計企業のコスト管理主任技術者、それぞれの役目をご教示ください。	事業進捗に合わせた、事業コストの管理・把握を想定しています。
28	実施要領書	10	第3	2	(4)				④ウ	建築コスト関連業務において責任ある業務を5年以上経験とありますが、積算部門の所属でなくとも、現場のコスト管理において責任持った立場での勤務経験があればよろしいでしょうか。	現場のコスト管理において責任持った立場での勤務経験があれば要件を満たすものとします。
29	実施要領	10	第3	2	(4)	③			施工企業の参加資格要件	平成17年（2005年）4月1日以降に完成及び引渡しが完了した「同種施設」を施工実績とする場合、面積制限はあるのでしょうか。	No20を参照してください。
30	実施要領	10	第3	2	(4)	ウ			コスト管理主任技術者	①「建築コスト関連業務において責任ある業務を5年以上経験」とありますが、役職の経験年数は必要でしょうか。 ②また、5年以上の経験を証明する書類は事業者書式の経歴書でよろしいでしょうか。	①役職としての経験年数は必要ありません。 ②事業者書式の経歴書で問題ありません。
31	実施要領書	10	第3	2	(5)				①	①民間提案事業に関わる提案内容と同等又は類似の業務に係る実績とは長期間の運営を見据えて5件以上の実績があればよろしいでしょうか。 ②民間提案実施企業の運営期間は10年以上の運営実績が必要との理解でよろしいでしょうか。	①1件以上の実績があれば参加要件を満たすものとします。 ②参加要件として、運営期間についての実績に制限は設けていません。
32	実施要領書	12	第4	4	(1)				募集のスケジュール	今回のような発注の場合、他市の事例では質疑の回数が2回以上設けられています。 実施要領等に関する質疑への回答日（5月30日）から提出締切日（9月26日）の間で再度、質疑期間を設けて頂けないでしょうか。 できれば提案書提出の1か月前の回答をお願いいたします。	参加表明書を受け付けた事業者に限り、第2回目の質疑の受付等を次のとおり実施することとします。 ○第2回 実施要領等に関する質疑の受付締切 令和7年6月25日（水） ○第2回 実施要領等に関する質疑への回答 令和7年7月10日（木） ※質疑の方法については、「実施要領書 P13（2）質疑の方法」に記載のとおりとします。なお、3回目の質疑は受け付けません。
33	実施要領書	13	第7	2					企業の実績	市内企業とJVを組成する場合、市内企業についても様式2-2の作成が必要でしょうか。	施工企業の同種又は類似施設の施工実績（様式2-2）については、施工企業の代表構成員となる企業のための提出とします。
34	実施要領書	14	第4	7	(1)	①	ケ コ サ		登記事項証明書 納税証明書 印鑑証明書	原本ではなく、写しの提出で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

35	実施要項書	17	第4	8	(2)	⑦			民間提案事業に関する提案書	民間提案エリア①と民間提案エリア②の両方を提案する場合、それぞれのエリアでA3判片面1枚以内でよろしいでしょうか。	それぞれのエリアでA3判片面1枚以内の提出は可能とします。
36	実施要項書	17	第4	8	(2)	参考資料			積算等に用いた概略設計図書	概略設計図書は民間提案エリア②についても必要でしょうか。	あくまで参考資料としての扱いになりますので、民間提案エリア②の概略設計図書は必ずしも必要ではありません。
37	実施要領書	20	第5	3					事業の実施	①「設計の節目となる専門家等を交えてデザイン等を協議する場を設けること」とありますが、具体的な時期、頻度、内容についてご教示願います。 ②また、範囲については、第2．7．(4) の①～⑥すべてが対象となる認識でよろしいでしょうか。	①現時点で明確な時期等の設定はありませんが、例えば「設計業務着手前（提案内容について等）、基本設計業務完成前（基本設計内容について）、実施設計業務完成前（実施設計内容について）」などを想定しています。 ②上記範囲については、「実施要領書 P4 (4)の①～⑤」を対象とし、⑥については原則対象としていません。
38	実施要領	20	第5	3					事業の実施	設計の節目となるタイミングで専門家等を交えてデザイン等を協議する場を設ける…とありますが、提案書＝提案金額は対になっております。市の要望により増額になった場合は、提案金額とは別に、追加費用をご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、可能な範囲で、提案内容の一部を変更・修正することによる契約金額の増減の調整等が協議できるよう考慮してください。
39	実施要領	21	第6	2	(1)				契約の締結	施設整備契約は令和12年12月27日までの契約とする…とありますので、契約終了日以降は、継続して運営している民間提案エリア事業者が責任をもって民間提案エリアの業務を遂行するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、「実施要領書 P21 第6本事業の契約の考え方」に基づき民間提案エリアについては、行政財産目的外使用許可申請（民間提案エリア①）又は、事業用定期借地権設定契約（民間提案エリア②）を締結していただく必要があります。
40	実施要領書	21	第6	2	(2)				契約の締結	「許可期間は・・・最長5年であるが・・・市と事業者との協議により決定する」とありますが、協議による延長の実現性はあると考えてよろしいでしょうか。その場合の具体的な延長期間をご教示願います。	お見込みのとおりです。 具体的な延長期間については、協議により決定しますが、再度5年間の許可を行うことも考えられます。
41	実施要領	22	第6	4					契約の保証	契約金額とは「施設整備請負契約書」の契約金額との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書	1	第1	1					要求水準書の位置付け	①「事業者」とは設計企業、建設企業、民間提案事業実施企業で構成される参加者（グループ）のことでよろしいでしょうか。（本事業ではSPCは設立されないものと理解しております） ②その場合には各要求水準において「事業者」と記載のあるものはそれぞれの要求内容によって締結する契約書に基づき各業務請負者（設計企業もしくは建設企業もしくは民間提案事業実施企業もしくは参加者（グループ））に読み替えれば良く、全ての要求水準に対して参加者を構成する企業が連帯して要求水準を満足しなくても良いと理解してよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。なお、本公募資料における「基本協定書（案）」「施設請負契約書（案）」「事業用定期借地権設定契約書（案）」について詳細内容は協議により決定するものとします。
43	要求水準書	1	第1	5					本事業の範囲	「民間提案事業の維持管理・運営」と記載がありますが、民間提案事業の設計～引渡し（同中項目5内の(1)～(6)に該当する業務）の業務については、本事業の対象範囲外と考え、本要求水準書には基づかなくても問題無いと読み替えての理解でよろしいでしょうか。	「民間提案事業の維持管理・運営」については、「要求水準書 P1 5本事業の範囲」に記載のある(1)設計業務～(6)引渡し業務については本事業の対象範囲外とします。 ただし「要求水準書 P9 (3)民間提案事業」に記載のある基本的な考え方等に基づき提案してください。
44	要求水準書	1	第1	4					要求水準の変更	本事業の実施期間中に要求水準の見直しを行い・・・必要な手続きを行うものとすると思いますが、変更が過大な費用を要する場合、増額変更できると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、可能な範囲で、提案内容の一部を変更・修正することによる契約金額の増減の調整等が協議できるよう考慮してください。
45	要求水準書	2							市と事業者の業務分担範囲	設計業務における事前調査業務における再委託等については、再委託業者の応募資格等の制約はないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書	2							市と事業者の業務分担範囲	解体工事前の事前調査（アスベスト、PCB等）の業務分担が事業者となっていますが、調査内容に指示があればご指示をお願いします。	各種関係法令に基づき、適切な調査を行ってください。

47	要求水準書	2	第1	5					市と事業者の業務分担範囲	①「施設整備に係る基本設計」について、市はワークショップ等の実施のみの理解で宜しいでしょうか。 ②「測量・登記」について、市は登記のみを行うという理解でよろしいでしょうか。 ③「仮移転先への移転整備」について、市は運営のみでしょうか。 ④「施設完成後の仮移転先からの移転」について、市は各施設のシステム移設のみでしょうか。各施設のシステム移設以外は、事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。 市と事業者との明確な業務分担をご教示願います。	①ワークショップ等の実施に加え、デザイン等について設計の節目となるタイミングで協議しながら事業を進めていく想定です。 ②市は登記のみを行います。 ③仮移転先での運営に加え、引越し等に関する内容は市で行います。（回答書No10及びNo11 参照） ④システム移設に加え、引越し等に関する内容は市で行います。（回答書No10及びNo11 参照） 原則上記に基づきますが、提案内容によって範囲が変わることが想定されることから、詳細内容については協議により決定するものとします。
48	要求水準書	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	建設			市と事業者の業務分担範囲について	電話回線等が事業者の業務分担となっていますが、回線の移転、新規申し込み手続きやN T T等への費用負担は市と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書	2	第1	5	市と事業者の業務分担範囲	移転			市と事業者の業務分担範囲について	移転にて、各施設のシステム移設は市と記載がありますが、システムとはネットワーク等の情報システム関係を示すと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
50	要求水準書	2	第1	5					市と事業者の業務分担範囲	電波障害調査・対策について 事業者側に●印がありますがC A T Vで対策した際の費用一切（引込み工事金・向こう何年間分の月使用料金）が含まれると考えて宜しいでしょうか。	対策が必要になった場合の費用負担は、提案内容や対策内容を踏まえて協議により決定するものとします。
51	要求水準書	3	第 1	1					事業期間	「事業スケジュールの目安」では複合施設の共用開始が令和11年9月となっていますが、要求水準書p23に記載のように、「竣工引き渡しは令和12年12月末」を前提に、時期は自由提案と考えてよろしいでしょうか。	令和12年12月末を前提に、竣工時期は自由提案です。 ただし、既存施設の仮移転、移転等現在利用されている市民への周知期間や、運営の準備期間等を考慮した計画としてください。なお、詳細については協議により決定するものとします。
52	要求水準書	5	第1	8					事業責任者の配置	実施要領6ページ目には「設計企業、施工企業又は民間提案事業実施企業の代表構成員」となっていますが、要求水準書には「グループの代表者（設計企業または施工企業の代表構成員）」となっております。どちらが正しいのでしょうか。	実施要領書を正とし、次のとおりです。 「実施要領書 P6 第3 2 ④」に記載の【グループの代表者は、設計企業、施工企業又は民間提案事業実施企業の代表構成員とする。】 「実施要領書 P6 第3 2 ⑦」に記載の【グループの代表者は、本事業全体のマネジメントを行う統括管理技術者を配置すること。】 ※「要求水準書 P5 8事業責任者の配置」に記載の【グループの代表者（設計企業または施工企業の代表構成員）】は誤りです。
53	要求水準書	7	第2	1	(5)				土壌について	土壌汚染が出た場合、市の負担により費用を支出。また、スケジュールも変更するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	要求水準書	7	第2	1	(6)				埋蔵文化財について	①埋蔵文化財について調査が必要な場合、市の負担により費用を支出。また、工期延長も行うという認識で宜しいでしょうか。 ②労務の確保が大変厳しい状況のため、工期中断による工期遅延に伴い発生する費用についてもご協議いただけるようご検討をお願いします。	①提案される工事内容にもよりますが、基礎掘削時の市職員による立会等を1日程度見込んでください。 詳細については、本市文化財保護担当部局(生涯学習グループ)と協議調整してください。 ②詳細内容については、協議により決定することとします。
55	要求水準書	7	第2	1	(7)				地下埋設物等について	想定外の地中障害物が出た場合、市の負担により費用を支出。また、スケジュールも変更するという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書	7	第 2	1	(7)				地下埋設物について	想定外の地下埋設物等とあります。想定外とは考え方により内容が異なってきますが、市より提供された資料から読み取れないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57	要求水準書	6	第 2	1	(2)				対象地番	道路渡った敷地（現在駐車場）の土地について、隣接の小学校を高低差があります。この敷地の擁壁、開発図等の資料はございますか。 こちら敷地を利用する場合、擁壁（土地にかかる部分に）不具合がある場合は、市様負担の理解でよろしいでしょうか。	擁壁及び開発図等の資料はございません。 敷地の利用方法等にもよりますが、協議により決定するものとします。

58	要求水準書	3	第1	6	(1)				設計建設期間	①事業スケジュールの目安から判断すると令和10年度に建物が完成し、令和11年度9月から施設の共用開始となっていますが、新築部分を先行に引き渡す理解でよろしいでしょうか。 ②その場合に施設整備請負契約書は新築完成までとそれ以降の2つに別れるのでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ただし、「要求水準書 P3 事業スケジュールの目安」は、参考資料「今熊地区周辺エリア複合施設基本構想 P36」に記載の工事ステップを実施した場合のスケジュールを想定していますので、合理的かつ効果的な施設整備の手法が提案された場合は必ずしもこれによりません。 ②施設整備請負契約書は協議により決定しますが、現時点では、上記①の工事ステップを想定しているため、既存施設の解体及び外構整備等を含めた施設整備請負契約書として1つの契約として想定しています。
59	要求水準書	4、5	第1	7	(3)				適用基準等	民間提案事業の設計～引渡し（中項目5内の（1）～（6）に該当する業務）の業務について、本事業の対象範囲内となった場合、システム建築等のメーカー仕様を採用する場合は、メーカー仕様に準ずるものとして対応させて頂いてよろしいでしょうか。	システム建築等のメーカー仕様を採用する場合は、メーカー仕様に準ずるものとして対応することを可能とします。
60	要求水準書	7	第2	1	(6)				埋蔵文化財について	埋蔵文化財包蔵地に該当しているとありますが、本工事にて工事内容の制限等はないという認識でよろしいでしょうか。	No54①での回答内容と同様です。
61	要求水準書	7	第2	2	(2)				仮移転について	工事期間中、仮移転等により公共機能が継続して提供できるよう工事計画を検討とありますが、仮移転する建物・室の運営方法や用途・動線等不明点がございます。仮移転に関しては内容のご指示をいただけないでしょうか。	「参考資料 今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。
62	要求水準書	8	第2	3	(1)				複合施設の消防用途について	さまざまな施設区分の用途が複合されますが、消防法に基づく、防火対象物の用途区分は何項になる想定でしょうか。必要消防設備にも影響しますので所轄消防と協議されていればお知らせください。	消防法施行令別表第一（十六）項イに該当する施設の想定です。 （所管消防署：堺市大阪狭山消防署）
63	要求水準書	8	第2	3	(1)	⑤			什器備品について	什器備品について、事業者の提案により再利用も市と協議の上可能とするとありますが、具体的にはどの範囲まで再利用可能と考えてよろしいでしょうか。 例えば、諸室の要求水準書の性能・要求水準に記載のある机・椅子・ホワイトボード・整理棚・書棚・パーテーション等は再利用可能と考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書 P8 3 整備する施設の内容 ⑤」に記載のとおり、本施設の什器備品については、市が指定するもの（「要求水準書 P33 第5（3）資料の以降準備」に記載の公民館のアップライトピアノ及び提案・協議により決定した再利用するもの）以外は原則すべて新調するものとしています。詳細については、提案された内容（再利用するもの）を踏まえて、既存の什器備品の状態等を加味し、協議により決定するものとします。
64	要求水準書	9	第2	3	(2)				外構施設	既存各施設ごとの「自転車駐輪場」及び「自動二輪駐車場」の台数をご教示ください。	各施設毎に明確な台数は設定しておりませんが、「自転車駐輪場」及び「自動二輪駐車場」として、使用している面積は次のとおりです。 公民館・図書館：約60㎡（両施設合わせた数量） 社会教育センター：約15㎡ 保健センター：約13㎡ 旧くみのき幼稚園：約15㎡ 老人福祉センター：約80㎡（以下の施設合わせた数量） 心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター 障害者地域活動支援センター ※上記以外については、既存施設において利用想定はしていません。
65	要求水準書	9	第2	3	(2)				外構施設	屋外広場・屋上広場について 「農園」の利用者の想定はございますか。	老人福祉センターで活動されている農園クラブ等で利用する想定です。 （プランター等を活用した提案も可能です）
66	要求水準書	9	第2	3	(2)				外構施設	屋外広場・屋上広場について 屋上広場はイベント等でも利用できる整備とございますが、想定されているイベント内容をご教授ください。	新たな複合施設での運営内容（イベント等）については、今後提案された内容を踏まえて検討を進めていきますが、現状で屋外広場及び屋上広場を使用したイベントは「はばたきフェスタ」「新春こどもまつり」等を実施しています。 各イベントの事業内容は添付資料②をご参照ください。
67	要求水準書	9	第2	3	(2)				外構施設	バス停留所には大阪狭山市循環バス及び路線バスが停留することですが、北から南へ向かう大阪狭山市循環バス及び路線バスもUターンを行い停留すると考えて宜しいでしょうか。 その場合、大阪狭山市循環バス停留所「福祉センター前」及び路線バス停留所「狭山西小学校前」は廃止すると考えて宜しいでしょうか。	大阪狭山市循環バスのルート、コースによりますが、現在は北から右折進入し停留後、右折出場して南に向かうケース、左折出場して北に向かうケース、また、南から左折進入し停留後、右折出場して南に向かうケース、左折出場して北に向かうケースのすべてがあります。 大阪狭山市循環バス停留所「福祉センター前（南・NT回り）」及び「福祉センター前（西・北回り）」についてはロータリー内に移設を想定しています。 なお、路線バスが停留するかどうか、また「狭山西小学校前」停留所を廃止するかどうかについては、提案も踏まえた運行事業者との今後の協議によります。
68	要求水準書	9	第2	3	(3)				民間提案事業【民間提案エリア②】	「今熊地区周辺エリア内での広場や、公園などの面積が十分確保されていること」とありますが、具体的な規模、基準をご教示願います。	開発区域として設定する敷地面積の3%にあたる面積が最低限必要な面積とし、それ以上となるように計画してください。

69	要求水準書								アスベスト含有	アスベスト含有について、具体的な物と数量、除去の仕様をご教示ください。	公民館ホワイエの仕上げ材に用いられているアスベストは次の通りです。 ○カリタイル(0.1%を超えて含有) 既存公民館図面での表記【天井：ヒル石吹付】 ○約213㎡ なお、除去の手法や仕様に特段の制限はありません。関係法令を遵守した事業者提案に基づくものとします。
70	要求水準書								アスベスト含有	上記以外は、費用、工程共に別途の認識で宜しいでしょうか。	上記以外は、費用、工程共に別途工事とします。
71	要求水準書								アスベスト含有	アスベストの調査費用も別途の認識で宜しいでしょうか。	アスベスト調査費は本事業に含むものとします。
72	要求水準書								杭	杭の撤去費用は、事業者が地盤調査データから金額を算出し、事業費に含むという理解でよろしいでしょうか。	「要求水準書 P28 (8)」に記載のとおり、公募時には、既存杭の撤去・処分費用は含まれていません。提案される内容に基づき、民間提案事業以外で、既存杭の撤去が必要になった場合は、原則市の費用負担（契約変更による増額）としますが、詳細については協議により決定することとします。
73	要求水準書	10	(5)	①					民間提案事業実施企業の参加資格要件	①「民間提案事業に係る提案内容と同等または類似の業務に係る実績を有していること」とありますが、延床面積の制限等はございませんでしょうか。 ②また、同種施設の実績は、業種が同じであれば、同種実績として判断されますでしょうか。	①実績に延床面積の制限はありません。 ②同種施設の実績は、業種が同じであれば、同種実績として判断します。
74	要求水準書	13	第2	5	(2)				施設整備の基本的性能	安全性の防災について 風や落雷に対して、人命の安全に加え、施設や機器等の機能確保が図られることとございますが、法的に不要でも雷保護（避雷針等）設備は必要でしょうか。	提案される内容が各種法令及び適用基準等において不要な場合は、避雷針等の設備は不要です。
75	要求水準書	14	第2	5	(2)				施設整備の基本的性能	機能性の情報化対応について 必要な通信機能等に対応した情報処理機能を確保とございますが、各用途でLAN配線の必要な系統をご教授ください。	市役所のネットワークとして1系統、施設ネットワークとして1系統以上を見込んでください。ただし、運営内容等について現時点では確定していませんので、提案内容を踏まえて各用途でのLAN配線の必要な系統を協議により決定します。
76	要求水準書	17	第2	6	(2)	⑧			防災安全計画	災害時に利用する諸室でエアコンが必要な場所をご教授ください。（停電時に利用が必要な部屋）	福祉避難所として設定する諸室及び保健センター機能の事務室のみとします。 （福祉避難所は市民利用諸室の多目的室Aを想定していますが、各機能の配置場所等の提案内容を踏まえて協議により決定することとします）
77	要求水準書	17	第2	6	(2)	⑧			福祉避難所	「福祉避難所」として使用する室は、障がい者地域活動支援機能の「活動室」と考えてよろしいでしょうか。またその場合、「活動室」を全て/一部（例：活動室1のみ）使用するか想定がございましたらご教示願います。	「福祉避難所」として使用する室は、市民利用諸室の多目的室Aを想定しています。ただし、各機能の配置場所等の提案内容を踏まえて協議により決定することとします。
78	要求水準書	17	第2	6	(3)				耐震性能	「建築構造設計基準の資料 5.2.1大地震時の変形制限」は適用するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	要求水準書	17	第2	6	(3)				耐震性能	①民間提案エリアを別棟とする場合、この別棟の耐震安全性の分類を構造体Ⅲ類と考えてよろしいでしょうか。 ②また、その他の施設で別棟とした場合、構造体Ⅲ類と考えてよい施設はありますでしょうか。	①民間提案エリアを別棟とする場合、別棟を構造体Ⅲ類とすることは可能です。 ②構造体Ⅱ類とする施設は原則、福祉避難所・保健センターとして利用する諸室が含まれる施設としますが、詳細については協議により決定することとします。
80	要求水準書	17	第2	6	(3)				耐震性能	耐震性能以外の耐風、耐雪等の性能は、建築基準法で求められる性能でよろしいでしょうか。	耐風、耐雪等の性能は、建築基準法で求められる性能以上とします。
81	要求水準書	17	(2)	⑧					防災安全計画について	「災害時などに必要な非常電源容量については、提案による」とありますが、最低必要な容量の指定はございますでしょうか。	容量の指定はありません。
82	要求水準書	18	第2	6	(4)	①			電気や水道の副メーターについて	複合施設内において、光熱費の費用負担のために電気、水道等の副メーターを施設区分ごとに分ける必要はないと考えてよいでしょうか。（民間提案エリア①を除く）分ける必要がある施設区分があればお知らせください。	施設区分ごとに分ける必要はございません。 （民間提案エリア①を除く）
83	要求水準書	18	第2	6	(4)	①			設備計画のインフラ工事における負担金有無について	電気、上下水、ガス引込工事において、現段階では想定できないため、負担金が発生する場合は別途協議対象とさせていただきますがよろしいでしょうか。	電気、上下水、ガス引込工事において、負担金が発生する場合は別途協議対象とします。
84	要求水準書	18	第2	6	(4)	①			NC値	音楽スタジオや多目的室のNC値にご指定がございましたらご教示願います。	NC値の指定はありません。提案により、適切な値を設定してください。
85	要求水準書	18	第2	6	(4)	②	ア		照明・電灯コンセント設備	照明については自然光との調和および空間演出を行い、必要に応じて照度、色温度が変更できるようにとございますが、調光および調温が想定で必要な箇所がございましたらご教授ください。	「諸室の要求水準書 P2 多目的室A及び P7 一般図書配架スペース及び児童図書配架スペース」を想定していますが、提案によるものとします。

86	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(ア)(イ) (ウ)	構内電話設備、 携帯電話設備、 構内情報通信網 設備	「諸室の要求水準書」の性能・要求水準欄（12事務室他）に 「必要な電話回線、通信回線が設置できるよう、空配管等を設 置すること」と書かれています。要求水準書左記項目には「配 管配線工事を行う」「電話設備を設置する」「（携帯電話用） アンテナを設置する」等の記載がありますが、本工事に含まれ るのは空配管のみとの理解でよろしいでしょうか。	外線電話用の電話機器本体及び電話交換機の設置は別途工事とします。（空配管 は本工事） 携帯電話用のアンテナについては、参加するキャリアのアンテナ設置を本工事に 含むものとします。
87	要求水準書	19	第 2	6	(4)	②	ウ	(ア)	構内電話設備に ついて	各施設の事務室等管理エリアに外線電話を設置すると記載があり ますが、電話機器本体も本工事にて用意でしょうか。 また電話交換機等の設置は別途工事と考えてよろしいでしょ うか。	電話機器本体及び電話交換機の設置は別途工事とします。
88	要求水準書	19	第 2	6	(4)	②	ウ	(ア)	構内電話設備に ついて	上記にて電話機本体、電話交換機が本工事の場合、仕様、必要 台数は分かりますでしょうか。 【参考資料6】設備等リスト表、【参考資料9】備品リストで、 機器台数は記載がありません。	電話機器本体及び電話交換機の設置は別途工事とします。
89	要求水準書	19	第2	6	(4)	②	ウ	(イ)	携帯電話設備	①携帯電話については、全キャリア、全機種が施設内で十分受 信可能な状況となるよう、アンテナを設置とございますが、 電波測定の結果がございましたらご提示ください。 ②また、全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況と する場合、概算上で最低でも5,000～6,000万円程必要となりま す。場合によっては、キャリアが参加しない可能性があります が、この場合は参加するキャリアのみと考えて宜しいでしょ うか。	①電波測定は実施しておりません。 ②キャリアが参加しない場合は、参加するキャリアのみと考えてください。
90	要求水準書	19	第 2	6	(4)	②	ウ	(イ)	携帯電話設備に ついて	アンテナ設置等を適宜行うとありますが、受信可能であれば屋 外アンテナ＋中継器の設置は不要でもよろしいでしょうか。	受信可能であれば屋外アンテナ＋中継器の設置は不要とします。
91	要求水準書	19	第 2	6	(4)	②	ウ	(オ)	構内情報通信網 設備について	配管配線までを本工事とし、無線LANアクセスポイント機器本 体も本工事に含みますでしょうか。	配管配線までを本工事とし、無線LANアクセスポイント機器本体は別途工事とし ます。
92	要求水準書	19	第 2	6	(4)	②	ウ	(キ)	防犯設備につい て	常時出入監視を行うことができる設備を設けるとありますが、 具体的な入退室システムは決まっていますでしょうか。（例： カードリーダーや生体認証など）または民間事業者による提案 でしょうか。	常時出入監視を行うことができる設備は「防犯カメラ」の設置を想定していま す。
93	要求水準書	20	第 2	6	(4)	②	ウ	(コ)	構内配電路設備	電力引込ですが、広場等（外構エリア）は複合施設とは別受電 が可能でしょうか。 電力会社と協議されていれば、協議内容をお知らせください。	質疑内容について電力会社との協議は行っておりません。提案する内容に沿って 電力会社等への確認をお願いします。
94	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(サ)	受変電設備	電気室に設置とございますが、諸室の要求水準書 p26 第10 1. 基本事項に「機械室・電気室は適宜（提案書による）」と記 載ございます。どちらが正かご教授ください。	「諸室の要求水準書」を正とし、提案によるものとします。
95	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(ス)	放送設備	①管理区分別で放送が可能とし、BGM放送ができるようにと ございますが、BGMは全館同一内容での放送で宜しいでしょ うか。 ②また、BGMは有線放送の利用をされるかご教授ください。	①BGMは全館同一内容での放送を想定しています。 民間提案エリアの放送については、提案によるものとします。 ②有線放送の想定はしていませんが、提案によるものとします。
96	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(ス)	放送設備	管理区分別で放送が可能とございますが、複数個所から呼出し 等でアナウンスを行う場所を想定されておられましたらご教授 ください。	総合受付、保健センター等を想定していますが、提案によるものとします。
97	要求水準書	20	第2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備	①電気自動車等の充電用に普通充電設備（200V）を適宜設置と ございますが、単相200Vの解釈で宜しいでしょうか。 ②また、利用者は職員あるいは利用者のどちらかご教授くだ さい。	①お見込みのとおりです。 ②利用者を想定しています。
98	要求水準書	20	第 2	6	(4)	②	ウ	(チ)	充電設備につい て	普通充電設備（200V）の記載がありますが、必要台数をお知ら せください。	1台以上の設置とします。 ただし、将来的な増設を見込んだ計画（空配管等）としてください。
99	要求水準書	21	第 2	6	(4)	③	(ア) (エ)		空調設備 熱源設備につい て	空調方式については特に指定なく、民間事業者による提案と考 えてよろしいでしょうか。（例：EHP方式、GHP方式など）	お見込みのとおりです。
100	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(ウ)		自動制御設備	①中央監視方式とありますが中央監視盤の解釈で宜しいでしょ うか。 ②また、電気設備の警報等は中央監視盤へ表示すべきかご教授 ください。	①お見込みのとおりです。 ②中央監視盤への表示を想定していますが、提案によるものとします。

101	要求水準書	21	第 2	6	(4)	③	(イ)		換気設備について	換気方式については特に指定なく、参加者による提案と考えてよろしいでしょうか。（例：第一種換気、第三種換気など）指定のある特定の室などがあればお知らせください。	お見込みのとおりです。 指定はありません。
102	要求水準書	21	第 2	6	(4)	③	(オ)		給水設備について	上水引込ですが、広場等（外構エリア）は複合施設とは別引込が可能でしょうか。 水道局と協議されていれば、協議内容をお知らせください。	質疑内容について大阪広域水道企業団と協議は行っておりません。提案する内容に沿って大阪広域水道企業団等への確認をお願いします。
103	要求水準書	21	第2	6	(4)	③	(カ)	a	既存施設の使用水量の実績値	本複合施設に入る既存各施設の使用水量の実績値（年間）をご教示願います。	別添資料③をご確認ください。
104	要求水準書 ・ 参考資料 3 上水台帳	21	第2	6	(4)	③	(カ)	a	給水引込	「水道本管からの給水引込は耐震管から行うこと」とありますが、耐震性のある水道本管から引込むこと、もしくは水道本管からの引込配管を耐震性のある配管（例：給水用高密度ポリエチレン管）とすることのどちらでしょうか。前者の場合、敷地周辺のどの配管が耐震管でしょうか。	「水道本管からの引込配管を耐震性のある配管とすること」とします。
105	要求水準書	24	第3	1	(3)	④			工事費内訳明細書について	工事費内訳明細書についてはきめられた書式・構成等はなく、各社の書式にて提出という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	要求水準書	27	第 4	1	(3)	①			解体範囲について	すべて撤去することを原則としますが、既存の上下水引込管もすべて撤去し、新設にて引込しなおす計画でしょうか。	原則撤去としておりますが、提案により再利用や、存置も可能です。
107	要求水準書	27	第 4	1	(3)	①			解体範囲について	引込管サイズとメーターサイズの口径はどちらを正と考えればよいかが教示願います。	引込管サイズを正としてください。
108	要求水準書	27	第 4	1	(3)	①			解体範囲について	基本構想P36にて既存解体がSTEP 1、STEP 2に分かれますが、STEP 1 とSEP2の既存建物間を横断している配管は無く、配管、配線等インフラ工事の迂回、切り回し工事は原則ないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
109	要求水準書	28	第4	1	(3)	②			解体の範囲	①公民館のホワイエ天井・壁等以外にアスベスト含有物の撤去・処分費が必要になった場合は市の負担とすると考えていますが、入札時にはその部分以外の費用は見込まなくていいと考えてよろしいでしょうか。 ②また、公民館のホワイエ天井・壁のアスベスト調査結果の提示をお願い致します。	①お見込みのとおりです。 ②添付資料④を参照してください。
110	要求水準書	28	第4	1	(3)	②			アスベスト撤去	「公民館のホワイエ天井・壁等以外にアスベスト含有物の撤去・処分経費の増額が必要になった場合については市の負担とする」とありますが、外壁等の塗膜塗料に調査の結果含有が認められた場合の処置についても市の負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書	28	第4	1	(3)	②			アスベスト撤去について	公民館のホワイエ・壁等の仕上げ材（バーミキュライト）は解体費に見込みますが、その他について現時点では不明のため別途と考えてよろしいでしょうか。また、調査によりアスベストの含有が認められた時にはスケジュールを調整可能という認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	要求水準書	28	第4	1	(3)	③			解体の範囲	PCB使用電気機器及びPCB含有シーリング材の有無の調査とありますが入札時には調査費の費用のみ計上し有となった場合は協議により追加工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
113	要求水準書	28	第4	1	(3)	③			PCB撤去について	PCBの処理費用については別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	要求水準書	28	第4	1	(3)	④			解体の範囲	事業者提案後、市との協議により決定する再利用する物品の工事期間中の保管及び不要物品等の搬出・処分については、事業者が行うこととありますが協議後でなければ数量等確定できません。入札時には見込まず、協議後追加費用を頂くと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書 P8 3 整備する施設の内容 ⑤」に記載のとおり、本施設の什器備品については、市が指定するもの（「要求水準書 P33 第5 (3)資料の移行準備」に記載の公民館のアップライトピアノ及び提案・協議により決定した再利用するもの）以外は原則すべて新調するものとしています。 再利用する備品の提案を行わない場合は、公民館のアップライトピアノ以外は原則処分として見込んでください。
115	要求水準書	28	第4	1	(3)	④			既存施設の備品について	既存施設の備品で「市が移転及び保管を行うもの」「事業者が搬出・処分を行うもの」「仮移転を行うもの」の区分が不明です。ご指示をお願いします。	N010及びN011での回答内容と同様です。
116	要求水準書	28	第4	1	(3)	④			不要備品の処分について	どの備品を処分・保管するのかご教示下さい。 尚、保管予定の備品について、保管場所をご指示ください。	No10での回答内容と同様です。 保管場所については、提案される再利用する備品等の数量をもとに、他の既存施設等の活用等も視野に、協議により決定するものとします。

117	要求水準書	28	第4	1	(3)	⑧			地中障害物の撤去、搬出及び処理	公募時には、既存杭の撤去処分費については含まれていないと記載がありますが、入札時には撤去費用は見込まないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	要求水準書	28	第4	1	(6)				既存樹木等の伐採について	敷地内の樹木はすべて撤去処分という認識で宜しいでしょうか。 また移植対応が必要な場合、別途と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、移植する提案の場合は、本事業に含むものとします。
119	要求水準書	28	第4	1	(7)				電波障害対策工事について	電波障害対策業務については、設計段階では机上検討調査を実施し、その後電波測定車による現地調査を行い、実際に障害が発生した後に対策工事を実施するため、現時点では費用を予測することができません。事業者によって考え方や費用が大きく異なる可能性があるため、各社共通の費用を見込み、業務完了後に精算する方法で宜しいでしょうか。	No50での回答内容と同様です。
120	要求水準書	28			(8)				地中障害物の撤去、搬出及び処理	既存杭をすべて撤去する場合、解体費が膨大になってしまうため、新築計画において干渉しない既存杭については残置する計画で良いでしょうか。尚、既存図面に杭伏図がない建物がごございます。杭伏図がない図面については杭の長さ・本数等をご教示頂けませんでしょうか。	「要求水準書 P28 (8)」に記載のとおり、公募時には、既存杭の撤去・処分費用は含まれていません。提案される内容に基づき、民間提案事業以外で、既存杭の撤去が必要になった場合は市の費用負担（契約変更による増額）とします。 杭伏図等については別添図面①をご確認ください。
121	要求水準書	28	第4	1	(8)				地中障害物について	【参考資料2】既存施設の図面にて確認できない杭等が出てきた場合の撤去処分費については市様の負担という認識でよろしいでしょうか。	No120での回答内容と同様です。
122	要求水準書	29	第4	1	(11)				定点写真撮影について	定点写真撮影を行う頻度（回数）についてご指示をお願いします。	月1回程度を見込んでください。 ただし、工事の進捗に合わせ頻度を変更してください。
123	要求水準書	31	第4	1	(15)	⑥			ホルムアルデヒド及びVOC対策について	「測定対象室は～代表的な室とし～適宜設定する」と測定箇所について非常に曖昧な指示となっております。諸室の要求水準内容から測定箇所数の指示をいただけないでしょうか。	測定箇所等については、厚生労働省マニュアル等に基づき、提案を踏まえ協議により決定するものとします。
124	要求水準書 参考資料9	32	第4	2					備品調達・設置業務	「参考資料9」に現状の備品の数量の記載がございますが、今回の計画で必要な備品名及び数量を選定いただけますでしょうか。	No10及びNo11での回答内容と同様です。
125	要求水準書	32	第4	2					備品調達・設置業務	入札時に必要な各備品の費用計上は諸室の要求水準書の性能・要求水準に記載されている備品のみと考えてよろしいでしょうか。 また、協議によりそれ以上の備品が必要になった場合は追加と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	要求水準書	33	第5	2	(3)	①			施設の仮移転・移転業務について	仮移転作業は市が行うが、作業に関し協力することとありますが、引越費用は入札時に見込まなくて良いと考えてよろしいでしょうか。事業者として協力する必要がある内容をご教示願います。 また、引越など協議により必要となった場合は追加費用として頂けるという認識でよろしいでしょうか。	仮移転・移転業務については、No10及びNo11での回答内容と同様です。
127	要求水準書	33	第5	2	(3)	③			移転先の仮設工事	部分的に仮設間仕切りなど仮移転する機能が運営できるようにする。なお、具体的な内容は協議によるものとする。とありますが。協議完了後に費用が確定するため入札時には費用を見込まず、確定後追加費用として頂ける認識でよろしいでしょうか。	「参考資料 今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。なお、別添資料①の場合原則仮設間仕切り等の仮設工事は不要と考えています。ただし必要となった場合は、契約変更（増額）とします。
128	要求水準書	33	第5	2	(3)	③			仮移転先の仮設工事など	仮移転に関する事業者の業務範囲は、備品移設のみであり、工事を伴わないと考えてよろしいでしょうか。	No126及びNo127での回答内容と同様です。
129	要求水準書	33	第5	(3)	③				仮移転の間仕切りや仮設	積算できる資料をご教示をお願いします。	No126での回答内容と同様です。
130	要求水準書	33	第5	(3)	③				仮移転の間仕切りや仮設	設備の移設、設置について、積算できる根拠資料をご教示ください。	No126での回答内容と同様です。
131	要求水準書	33	第5	(3)	③				解体建物	解体建物以外の工作物、附帯建物等については、どこまで解体するのでしょうか。ご教示をお願いします。	事業者の提案により範囲を設定してください。
132	要求水準書	33	第5	2	(3)	②			仮移転する備品について	仮移転する備品の内容が不明です。ご指示をお願いします。	No10及びNo11での回答内容と同様です。

133	要求水準書	33	第5	2	(3)	③		仮移転先の仮設工事について	「仮移転先に移転する機能に応じて、部分的に仮間仕切りなど～仮移転する機能が運営できるようにする」とありますが、仮移転する建物・室の運営方法や用途・動線等不明点が多くなっております。 部分的に仮間仕切りをなど仮移転する機能が運営できるようにするとありますが、現状の間取りを変更すると居室とならない場合がございますが、市様の想定間取りをご教示お願いします。 仮移転に関しては内容のご指示をいただけないでしょうか。	「参考資料 今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。
134	要求水準書	33	第5	2	(3)	④		新複合施設に移転する備品について	新複合施設に移転する備品の内容が不明です。ご指示をお願いします。	No10及びNo11での回答内容と同様です。
135	要求水準書	33	第 5	2	(3)	③		仮移転について	既設建物への仮移転ですが、設備工事の改修工事等が発生した場合は別途協議の対象と考えてよろしいでしょうか。 (コンセント増設、移設、空調増設など)	お見込みのとおりです。
136	要求水準書	33	第5	2	(3)	③			内装仕上げ及び空調換気は現状のまま再使用といたしますがよろしいでしょうか。仮移転先での空調換気や窓にカーテンやブラインド設置等は別途と致しますが宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	要求水準書	33	第 5	2	(4)			新複合施設への移転	再利用する備品が不明の為、見積りが難しいです。貴市内で詳細をご検討の上、条件のご提示をいただくようお願いします。	No114での回答内容と同様です。
138	要求水準書	33	第5	2	(5)	②		留意事項	本業務に必要な梱包材等は事業者にて準備し、廃棄物等は事業者が処分することとありますが必要な数量や廃棄物の提示がありません。入札時には数量等確定が困難だと思われるので入札時には費用を見込まず実費精算でお願いいたします。 また、仮移設及び移転時の既存備品等の運搬についても同様に実費精算でお願いいたします。	No114での回答内容と同様です。 一部再利用する提案を行う場合は、その提案内容を踏まえて運搬等の費用を見込んでください。
139	諸室の要求水準書	1	第1	1				基本事項	「諸室数および諸室面積等について併用及び変更提案を行う場合は、その理由を明確にすること」とありますが、要求水準を満たさないことを認められる「理由」とはどのようなものでしょうか。	「〇〇諸室と〇〇諸室は、併用することにより〇〇の効果が得られるため個別に整備するのではなく、同一の諸室として整備する。」等を想定しています。
140	諸室の要求水準書	1	1					総則 1. 基本事項	「なお、諸室面積を減少させる提案の場合は10%程度とする」とありますが、10%以内であればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
141	諸室の要求水準書	3	第3	1					①図書館にBDSの設置は必要でしょうか。 ②必要な場合、市の負担と考えてよろしいでしょうか。 ③BDS設置位置について、図書館の本を貸出手続をせずに市民活動支援機能や公民館機能の諸室でも利用可能な計画としてもよろしいでしょうか。	①図書の配置方法等によりその管理方法を検討する必要があると考えています。そのため、提案内容を踏まえて、管理運営等について検討を行い、BDS等の必要性について決定します。 ②必要な場合は、市の負担とします。 ③具体的な運営方法については、提案内容を踏まえて決定することとします。
142	諸室の要求水準書	6	第2	8				浴室・脱衣室	シャワーブースのみで、浴槽は不要と考えてよろしいでしょうか。	浴槽は必要とします。
143	諸室の要求水準書	12	第5	1				屋内遊び場	プレイルームなど整備規模等どのようにお考えでしょうか。 今後、市が募集される維持管理業務にも関係すると思われますのでご提示願います。	「諸室の要求水準書 P12 17屋内遊び場」に記載の次の規模を想定しています。 (プレイルーム (160㎡) × 1 室、倉庫 (10㎡) ×1室、こどもトイレ (必要規模))
144	諸室の要求水準書	18	第7	26				診察室、検査室、待合	「検査済の試薬などの汚物処理する排管を設置」とありますが、一般排水系統と分けた排水管を設け、可搬式のポリタンク等に貯めた上で処理業者による回収に出すという方針でよろしいでしょうか。	尿検査終了後に汚水として処理できるように、検査室内に一般排水系統（汚水として処理できる）を整備してください。
145	諸室の要求水準書	22	第8					規模・利用人員	施設コンセプトに合った、備品（テーブル、椅子、ソファを含めた家具など）を設置し、施設コンセプトに合った空間を演出し、大きな諸室等に隣接させ、当該諸室等と一体的に利用できるように工夫する。 と記載がありますが備品の必要数が想定できません。 入札時には費用を見込まず業者選定後、協議により設置と考えてよろしいでしょうか。	共用部（エントランス、ロビー、市民交流、憩いのスペース）については、備品などを含めた提案によるものとします。 入札時にはその提案内容の費用を見込んでください。なお、提案された内容について、市から変更要望等があった場合で、増額となる部分については、可能な範囲で、提案内容の一部を変更・修正することによる契約金額の増減の調整等が協議できるよう考慮してください。
146	諸室の要求水準書	26	第10	1				駐車場台数について	駐車場200台以上とありますが、関係者・職員駐車場を含むと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
147	諸室の要求水準書	26	第10	1				駐輪場台数について	駐輪台数の想定（現況）がございましたらご教示ください。	No64での回答内容と同様です。

148	審査基準	3	第3		(1)				一次審査について	参加表明者が5者以内の場合は、一次審査を行わない…とありますが、一次審査を行わない場合であっても実施要領書にある資格はすべて満たす必要はあるという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
149	審査基準	4	第4		(1)	④			提出部数	技術提案書の電子データの形式はPDF形式で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	審査基準	5	第4	(2)	⑥				価格に関する提案書	①価格に関する提案書の記載方法ですが業務全体価格と内訳として設計業務、建設工事、工事監理業務、備品調達設置業務の金額の記載のみでよろしいでしょうか。 ②また、他の事例では価格に関する提案書は技術提案書と別に入札書として封印し提出する場合がありますが今回もその様な考えでよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ただし、建設工事の価格は、解体工事を分けたものとしてください。 ②価格についての提案書は、様式6-6を用いて提出してください。
151	審査基準	6	第4	(4)					プレゼンテーションでの動画について	動画を用いたプレゼンテーションは可能と考えてよろしいでしょうか。	動画を用いたプレゼンテーションは可能とします。
152	審査基準	6	第4		(3)				技術提案書の提出辞退	令和7年9月25日(木)までに事務局へ辞退届を提出した場合、市からのペナルティーはないものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
153	審査基準	10	第8	(1)	②				一次審査 審査基準	様式3-2、3-3に実績の記載覧がありませんが、配置予定技術者の審査基準を御教示下さい。	配置予定技術者のうち、「実施要領書 P8 (3)設計企業の参加資格要件 ④ カ ス ト管理主任技術者」及び「実施要領書 P10 (4)施工企業の参加資格要件 ④ ウ コ ス ト管理主任技術者」においてのみ、任意様式による実績がわかる資料を提出してください。 その他様式3-2, 3-3に係る配置予定技術者の実績は不要です。 なお、配置予定技術者の審査基準(一次審査を行う場合)は「審査基準 P10 第8 (1)一次審査」に記載のとおりです。
154	審査基準	10	第8	(2)					二次審査	一次審査の得点は、二次審査の評価対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
155	審査基準	10	第8		(1)	②			審査基準	企業実績の審査項目では、類似施設の実績の場合、配点の×0.8の係数がかかってしまうとの記載がありますが、「統括管理技術者」等他の審査項目においても「類似施設」の実績を有する者を配置する場合、0.8の係数が掛かるのでしょうか。 減点の対象となる場合、一次審査をしない場合は兼務の場合であっても減点の対象にはならないという理解で宜しいでしょうか。	「審査基準 P10」に記載のとおりです。 (配置技術者の兼任による係数を乗じるものは、①審査項目・配点の表右側の欄に※1、※2と記載のあるもののみです)
156	審査基準	12	第8		(2)	①			審査項目・配点	配点合計は150点ではなく、140点ではないでしょうか。	「審査基準 P12 ⑦民間提案事業の提案」に記載の【配点 25.0】は【配点 35.0】とし、合計150点とします。
157	基本協定書 (案)	1	前文						事業者	「事業者」とは設計企業、建設企業、民間提案事業実施企業で構成される参加者(グループ)のことでよろしいでしょうか。 (本事業ではSPCは設立されないものと理解しております)	お見込みのとおりです。
158	基本協定書 (案)	2	第4条	1					業務遂行の指針	『本事業契約で規定する各業務を担当する事業者による当該業務の履行の確保が困難となった場合は、代表企業の責任及び費用負担のもと、当該業務の履行の確保するために代替企業の確保等の措置を行うものとする。』とありますが、設計企業もしくは施工企業が代表企業となった場合には、独立採算にて実施される民間提案事業の実施の担保まで履行義務を負うことが困難です。民間提案事業に関する義務は除外していただけないでしょうか？	「基本協定書(案)」については、優先交渉権者決定後、協議により詳細を決定することとしますが、「基本協定書(案) P3 第11条(本協定の有効期間)」に記載のとおり、有効期間は、同協定書(案)第3条に記載の契約(施設整備請負契約の仮契約及び契約、事業用定期借地権設定契約に係る覚書及び契約)及び許可申請(行政財産目的外使用の許可申請及び使用許可)がなされた日までとしています。 このことから、設計企業もしくは施工企業が代表企業となった場合においても、上記契約及び許可申請後においては、当該契約事業者(民間提案事業実施企業)が契約内容の履行確保を行うものとの認識です。
159	基本協定書 (案)	3	第13条		(4)				談合その他不正行為等による解除	本事業における独禁法及び談合を行った場合に限定していただくようご検討をお願いします。本事業に限定されない場合、リスクが過大となり参加が困難となる場合がございます。	「基本協定書(案)」については、優先交渉権者決定後、協議により詳細を決定することとしますが、本事業に限定したものを想定しています。 これをふまえ、基本協定書(案)第13条(4)を下記のとおり修正を予定しています。 (4) 事業者が、本事業に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条に規定する納付命令)を受け、当該排除命令が確定したとき

160	基本協定書 (案)	4			(5)				談合その他不正 行為等による解 除	①事業者の代表者、役員又は使用人…とは、代表企業の代表、役員又は使用人という理解で宜しいでしょうか。 ②また使用人とは代表企業の中で、本事業における技術者等に該当する者という理解で宜しいでしょうか。	①事業者は単独又は複数の企業を想定しています。複数の企業となる場合は構成員となる企業の代表、役員又は使用人としてします。 ②使用人は構成員となる企業の、本事業における技術者等が該当します。
161	基本協定書 (案)	4	第14条						違約金等	独禁法及び談合が本事業に限定されない場合、提案額の100分の20が連帯責任となりますと、参画の障壁が非常に高くなります。本事業に限定していただくか、帰責企業が負担するようご検討をお願いします。	本事業に限定したものを想定しています。 また、違約金についてはNo.164の回答の通り、違約金を100分の10とします。
162	施設整備請負契 約書(案)									施設整備請負契約書以外に設計及び工事監理の委託契約書がなく、施設整備請負契約書で設計施工部分は1つの契約書になるのでしょうか。	お見込みのとおり想定していますが、詳細は協議により決定するものとします。
163	施設整備請負契 約書(案)	1	第1条	2					齟齬がある場合 の優先順位	質疑回答書の優先順位はどの位置付けとなるのかご教示お願いします。	質疑回答書の優先順位は第一位とします。
164	施設整備請負契 約書 (案)	2	第 4 条						契約の保証	請負代金額の100分の10以上とありますが、違約金が100分の20となりますと、履行保証保険も必然的に100分の20となります。請負代金額圧縮のため、違約金を100分の10で統一していただきたくご検討をお願いします。	「施設整備請負契約書 (案)」については優先交渉権者決定後、協議により詳細を決定することとしますが、違約金を100分の10とします。
165	施設整備請負契 約書(案)	5	第10条	2					統括管理技術者 の兼務について	現場代理人を兼ねることができると記載がありますが、実施要領書p6⑦には施工業務の監理技術者者を統括するとあります。統括管理技術者＝現場代理人＝監理技術者との理解でよろしいでしょうか	統括管理技術者＝現場代理人＝監理技術者とすることは可能です。
166	施設整備請負契 約書 (案)	10	第 2 3 条	3					工事用地の確保 等	実施要領関連書類等の変更によって工事用地が不要となった場合、市に明け渡すまでにかかる費用について、通常業務の範囲を超え、事業者が想定し得なかった増額分は市にご負担いただけないという理解で宜しいでしょうか。 また、撤去する対象に新築する建築物を含まないという理解でよいでしょうか。	協議により決定することとします。
167	施設整備請負契 約書(案)	12	第32条						請負代金金額等 の変更方法	協議開始から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め受注者に通知するとありますが、協議に時間がかかる場合には受注者リスクとなるため、日程は両者の協議により変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	日程は両者の協議により変更は可能とします。
168	施設整備請負契 約書 (案)	12	第33	1					賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金の変更	履行期間内で請負契約締結日から12月を経過した後に・・・と記載がありますが、リスク分担表には【物価変動による事業費の増減については、事業費算定時期（令和7年1月1日）以降の変動を対象とし、単品スライド条項に基づくものとする。】と記載があります。 施設整備請負契約書のインフレスライド条項に関しても同様に請負契約締結日ではなく事業費算定時期（令和7年1月1日）に変更願います。	物価変動リスクに関しては、「全体スライド」「インフレ・デフレスライド」「単品スライド」は事業費算定時期（令和7年1月1日）を基準とします。
169	施設整備請負契 約書(案)	12	第33条	3					賃金又わ物価変 動に基づく請負 代金額の変更	協議開始から14日以内に協議が整わない場合には発注者が定め受注者に通知するとありますが、協議に時間がかかる場合には受注者リスクとなるため、日程は両者の協議により変更は可能との理解でよろしいでしょうか。	日程は両者の協議により変更は可能とします。
170	施設整備請負契 約書(案)	12	第33条						物価変動基準	物価の変動に基づく指標が不明のため指標のご教示をお願いします。	優先交渉権者となった事業者と協議を行い、事業者が実際に用いる財・サービスの市場価格が的確に反映された物価指数等を採用するものとします。
171	施設整備請負契 約書 (案)	12	第 3 3 条						賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変更	変更の対象となる請負代金額は請負契約書 (案) に金額が記載のあるすべての業務が含まれるという理解で宜しいしょうか。	お見込みのとおりです。
172	施設整備請負契 約書 (案)	12	第 3 3 条						賃金又は物価の 変動に基づく請 負代金額の変更	実施要領書記載のスケジュールによりますと請負契約の時期は令和7年度12月頃とあり、12月経過後に請負代金額の変更を請求できるとあります。しかしながら参考資料8リスク分担表によりますと、物価変動による事業費の増減については、事業費算定時期（令和7年1月1日）以降の変動を対象とし…とあります。リスク分担表に記載の通り、事業費算定時期（令和7年1月1日）を起算日としていただけるようご検討をお願いします。	No.168での回答内容と同様です。

173	施設整備請負契約書（案）	1 2	第 3 3 条	3					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	1 4 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知するとなっていますが、物価上昇分が認められない可能性がありますとリスクが過大となり、参加が困難となります。単品スライド・全体スライド・インフレスライドを基に公の指数や指標だけでなく、業者からの見積も根拠資料となる等、柔軟な対応をして頂けないでしょうか。	No170での回答内容と同様です。
174	施設整備請負契約書（案）	1 2	第 3 3 条	4					賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負代金額の変更を行った後再度行うことができる…とありますが、1 2 月毎に協議の機会が与えられるという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	施設整備請負契約書（案）	15	第42						前払金及び中間前払い金	前払い金について 請負代金額の100分の40以内 支払限度額100,000,000円が限度額となっています。 本事業の規模からすると 支払限度額100,000,000円は少ないです。 支払限度額の金額の撤廃をお願いいたします。 同様に、中間前払いについて 請負代金の100分の20以内 支払限度額50,000,000円が限度額は少ないです。 支払限度額の撤廃をお願いいたします。	年度毎の事業費40％（設計業務に係る前払い金は30％）を上限とします。 「施設整備請負契約書（案） P15 第42条」に記載している大阪狭山市公共工事等の前金払に関する規則に基づく前金払いの限度額（1億円）及び中間前払金の限度額（5千万円）は、改正済みのため、ありません。
176	事業用定期借地権設定契約のための覚書	2	第6条						瑕疵担保	「隠れた瑕疵のあること～」とありますが、どのようなことが考えられますか。また、土壌汚染や地中埋設物や埋蔵文化財等があった場合は、市様負担という理解でよろしいでしょうか。	ご質問のあった、土壌汚染、地中埋設物、埋蔵文化財等が発見され対策を講じる必要が生じた場合は、市の負担とします。 これをふまえ、第6条は契約不適合責任とし、下記の通り修正を予定しています。 （契約不適合責任） 第6条 本件土地において土壌汚染対策法の指定基準値を超える物質の存在が確認された場合、また、通常想定されない規模の地中障害物が発見された場合には、市及び事業者との協議により費用負担等を決定する。 2 事業者は、前項以外に本件土地の品質及び数量に関して契約の内容に適合しないものを発見しても、市に対して、賃料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。
177	事業用定期借地権設定契約のための覚書									中途解約事項について、記載がありませんが、中途解約はできないのでしょうか。中途解約する際は6か月前通知で更地返還することは可能でしょうか。	可能としますが、1年前までの通知を基本とし、詳細は協議により決定するものとします。 これをふまえ、下記の条文を追記する予定です。 （中途解約） 第●条 事業者は第4条の期間中であっても借地期間経過後〇年が経過した場合に限り、やむを得ない事由により事業の継続が困難となり本契約を解約する場合には、本契約を終了させようとする日の1年前までに市に書面にて中途解約の申入れを行い市の承諾を得ることで本契約を解約することができる。
178	事業用定期借地権設定契約のための覚書									民間提案事業の建設前において、提案時からテナントが変更になる場合（建築までの時間が長い場合）、営業開始後、テナントが変更になる場合においも要求水準書P12⑧の記載通りでしょうか。また業種、業態も変更になる場合はいかがでしょうか。	ご質問の内容について、どの場合においても「要求水準書 P12 ⑧」に記載のとおりとします。
179	事業用定期借地権設定契約のための覚書	1	第5条							貸付料の支払い時期について、土地の引き渡し（建築工事着工日）からとなり、更地返還までの間のお支払いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
180	事業用定期借地権設定契約のための覚書									民間提案事業について、建設着工までに時間をようするため、提案した出店テナントが辞退し、事業を進めることが困難な場合、民間提案事業部分についての辞退は可能でしょうか。可能であれば、いつまで辞退可能か、その場合のペナルティの有無についてご教示お願いします。	可能な限り、他の出店テナント等を模索するなど代替え案を検討した上で市と協議により決定するものとします。 原則ペナルティは想定していません。
181	事業用定期借地権設定契約のための覚書									事業スキームについて、建物建築後にリース会社等の投資家へ建物を売却し、土地については事業者の借地権を残したままでリース会社等の投資家へ転貸する方式をとっております。土地の転貸並びに、建物所有が変わることは問題ないでしょうか。	問題ありません。 ただし、市と協議調整ができる者を配置すること並びに、「要求水準書 P9～P10」に記載の要求水準は引き継がれるものとしてください。

182									民間提案事業者の参画について	事業期間中に民間提案事業者の参画が難しくなった場合についての取扱はどのようになりますでしょうか。	No180での回答内容と同様です。
183	【参考資料2】 既存施設の図面								インフラ関係	計画敷地内、既存各施設の屋外配管図（給水・排水・ガス・電力・通信）をご提示下さい。	「参考資料2 既存施設の図面」及び別添図面②をご確認ください。
184	参考資料2 既存施設の図面									新複合施設を計画するエリアには桜樹木が林立していますが、伐採対象として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
185	【参考資料3】 事業区域・地番・インフラ関係								上水台帳について	保健センターの給水引込ですが、上水台帳と既存図の情報が異なると思われます。給水引込とメーター口径をお知らせください。 【上水台帳】：敷地内引込管DIP75Φ、建物位置にΦ40HIVP 【参考資料2】既存施設の図面：給水引込管、メーター口径共	上水台帳を正としてください。
186	参考資料3 事業区域・地番・インフラ関係									北東側の敷地境界や西小学校との敷地境界等、各所に擁壁が確認できますが、構造仕様や形状および規模が不明ですので、計画地・計画地に隣接している部分も含め、全ての既存擁壁の情報開示をお願いできますでしょうか。	事業区域内容の市所有の擁壁については、「参考資料2 既存施設の図面」及び別添図面③をご確認ください。なお、事業区域周辺の民間開発等による擁壁等の図面が必要な場合は、本市まちづくり推進部都市政策グループへ情報公開請求を行ってください。
187	参考資料3 事業区域・地番・インフラ関係									図書館利用者用の駐車場および関連施設の敷地は、工事期間中無償貸与が可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、工事期間中の利用者用駐車場を考慮・確保した計画としてください。
188	【参考資料5】 地盤・測量図									敷地周囲（隣地、道路境界線沿い）擁壁の構造図、構造計算書をご提供頂けないでしょうか。	No186での回答内容と同様です。
189	【参考資料5】 地盤・測量図									「令和5年度 地質・地盤調査業務」において、敷地内を活断層が横断すると推定されていますが、活断層に関する調査報告書、推定位置等の資料はありますでしょうか。	「令和5年度 地質・地盤調査業務」においては、当該地の外構部の沈下原因を把握するための調査を行い、活断層を推定したものではございません。また当該地内で急激な地層構成の変化等は確認されておらず、現在判明している活断層はありませんので、資料等はございません。
190	【参考資料5】 地盤・測量図									①上記資料がない場合、断層のあるなし、位置の特定は事業者負担の地質調査で実施でしょうか。 ②また、調査の結果、建築の配置が断層を跨がざるを得ない場合、その対策費用は追加費用として市の負担と考えてよろしいでしょうか。	①提案される建設位置等により調査が必要となった場合は、市の負担とします。 ②対策が必要となった場合は、市の負担とします。
191	参考資料5 地盤・測量図								「測量」ファルダー内DXFデータ	「測量」ファルダー内DXFデータのすべてが「AutoCAD」での閲覧が不可ですので、PDFデータをいただけないでしょうか。	「参考資料5」の測量フォルダに格納しているDXF及び写真のPDFデータは、地質・地盤調査用務 報告書の47～50ページまでの資料となっていますので該当ページをご参照ください。
192	参考資料5 地盤・測量図									新複合施設計画地となる敷地境界の座標データを開示いたけないでしょうか。	敷地境界の座標データはございません。
193	参考資料5 地盤・測量図									敷地の高低差の詳細がわかる資料やデータを開示いただけないでしょうか。	敷地の高低差については、「参考資料5」の地質・地盤調査用務 報告書の47～52ページまでの資料及び「参考資料2」の既存施設の図面を参照願います。
194	参考資料5 地盤・測量図									複合施設新築計画時における1FLの想定高さは、既存の構内道路の高さ（TP：97.35）を鑑み、1FL=TP+98前後と考えてよろしいでしょうか	複合施設新築計画時における1FLの高さは、提案によるものとします。（既存の構内道路の高さも提案による変更可能です）
195	【参考資料6】 新施設での設備等整備リスト								設備等リスト表について	非常用コンセントの欄がありますが、非常用電源はコンセントのみでしょうか。照明器具等には非常用の記載がありませんが、不要でしょうか。	照明器具においても非常用が必要です。福祉避難所として設定する諸室（提案によるが多目的室Aを想定）においては非常用の照明を設けてください。
196	【参考資料8】 リスク分担表							9	本事業の設計、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応	対応内容によっては、工期の遅延や延長にも協議対応いただけるものとして理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	参考資料8 リスク分担								欄外	「なお、物価変動による事業費の増減については、事業費算定期（令和7年1月1日）以降の変動を対象とし、単品スライド条項に基づくものとします。」との記載がありますが、物価変動リスクに関しては、【施設整備請負契約書（案）第33条】に記載の通り、「全体スライド」「インフレ・デフレスライド」「単品スライド」が採用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

198	【参考資料9】 リスク分担表							18	計画地の土壌汚染、埋設物などによる計画変更があった場合	要求水準書p. 7に「想定外の地下埋設物等が発見された場合には、市と事業者との間において、その処分及び対策に要する費用の分担について、協議し対応するものとする」とありますが、工期に関しても協議対応するものとして理解してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	【参考資料9】 リスク分担表							欄外最下段	物価スライド	物価スライドは単品スライドの適用記載がございますが、昨今の物価上昇は資材の高騰にのみならず労務費も高騰しています。従って、事業者リスク軽減のため単品スライドだけでなく、全体スライド(一般スライド)も協議できるとの理解でよろしいでしょうか。また、インフレスライド条項も協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
200	【参考資料9】 リスク分担表								用地リスク	岩や湧水などの想定外リスクについても市のリスクと考えてよろしいでしょうか。	新たな複合施設を建設する場所等で、岩や湧水等地中内での想定外の支障が推測又は、発見された場合において、通常実施しない調査や、対策が必要となった際のリスクは市のリスクとします。ただし、場合によっては、提案内容の一部変更等について協議できるよう考慮してください。
201	【参考資料9】 リスク分担表									既存施設の備品リストに記載の備品は全て仮移転先に運搬するという理解でよろしいでしょうか。	N010及びN011での回答内容と同様です。
202	【参考資料9】 リスク分担表									保管備品について、具体的にご教示お願いします。	現時点で保管備品についてはありませんが、今後変更になる場合があります。
203	【参考資料9】 リスク分担表								備品リストについて	陶芸室146：電気窯 訓練室69：陶芸釜 ですが、具体的な仕様が分かる情報をお知らせください。 また消防届出（火気使用）の届出対象の有無をご教示お願いします。	陶芸室146の窯仕様は別添資料⑤を参照ください。 訓練室69の窯仕様は別添資料⑥を参照ください。 現在使用している窯において、消防への届出は行っておりません。 (堺市消防同意・消防用設備等審査基準に基づき据置面積 2 ㎡以下であるため不要となっております)
204	参考資料9 既存施設の備品リスト	34	第5						施設の仮移転・移転にかかる整備業務に関する要求水準	①既存施設の備品リストに記載されている什器備品は全てを仮移転先に運搬するとの理解でよろしいでしょうか。もしくは、既存施設の備品リストに記載されている什器備品については提案により選定したものを移転運搬すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 ②その場合には、当初に提案していたものから変更もしくは増加した場合には別途運搬費用は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	①既存施設の備品リストに記載されている什器備品については提案により選定したものを移転運搬してください。 ②当初に提案していたものから変更もしくは増加した場合には別途運搬費用は市の負担とします。
205	【参考資料10】 仮移転候補施設									仮移転に関わる費用(移転先の改修費用および移設費用)は提案上限金額に含まれない別途費用(別契約)と考えてよろしいでしょうか。	N010及びN011での回答内容と同様です。
206	【参考資料10】 仮移転候補施設									仮移転に必要な諸室の面積は、落札事業者が移転計画を再考する際に、必要面積の検討は協議可能でしょうか。	可能とします。
207	参考資料10	1							【①老人福祉センター】工事期間中の対応	「必要面積は、利用人数を加味し、調整する必要有り」と記載がありますが、利用人数及び一人あたりの必要面積をご教示ください。	参考資料10はこれまで市で検討を進めてきた内容になります。また、「参考資料今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。 別添資料①に記載以外の仮移転先を提案する場合は、提案内容を踏まえて協議により決定するものとします。
208	参考資料10	1							【①老人福祉センター】工事期間中の対応	「大広間の広さを確保するのは困難」と記載がございますが、大広間の必要面積がございましたらご教示ください。	
209	参考資料10	1							【①老人福祉センター】工事期間中の対応	「事務室は人員に合わせた広さ」と記載がございますが、人員数及び一人あたりの必要面積をご教示ください。	
210	参考資料10	1							【②心身/母子父子 福祉センター】工事期間中の対応	「他施設での共同利用」と記載がございますが、「②心身/母子父子 福祉センター」には仮移転する諸室(機能)は無しと考えて宜しいでしょうか。	
211	参考資料10	1							【③障害者地域活動支援センター】工事期間中の対応	「利用者の特性に合わせ、室を分ける必要がある。」と記載がございますが、具体的な室をご教示ください。	
212	参考資料10	1							【⑩市民活動支援センター】工事期間中の対応	「既存の会議室（全数）を必ず必要とするか。必要面積の検討」と記載がございますが、必要面積と室数をご教示ください。	

213	参考資料10	2							老人福祉センター及び心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター及び市民活動支援センターの諸室(機能)を公民館及び市史編さん所及び保健センターに仮移転とのことです。仮移転対象の合計床面積650㎡に対し、仮移転先の合計床面積が626㎡と仮移転先の面積の方が小さいと思われませんが、不足分はどのようにお考えでしょうか。 また、質疑23の移転する諸室(機能)がある場合、仮移転対象の面積と仮移転先の面積との差が大きくなりますが、この場合の不足分はどのようにお考えでしょうか。	参考資料10はこれまで市で検討を進めてきた内容になります。また、「参考資料今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。 別添資料①に記載以外の仮移転先を提案する場合は、提案内容を踏まえて協議により決定するものとします。
214	参考資料10	2							基本構想P. 36より、「STEP2(整備)」は誤りで「STEP1」が正しいと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
215	【参考資料10】 仮移転先など検討資料	2-3						移転先候補施設について	STEP 2（整備）のテキスト内容が2ページと3ページで異なります。 またSTEP 2（整備）において テキストでは④社会福祉協議会事務所のみが南館に移転想定と読めますが、左図の南館平面図にはその他機能（市民活動支援センターなど）も含まれております。 A市史編さん所 ④社会福祉協議会 については敷地外移転するので整備期間中に仮移転可能。 B保健センター C社会教育センター D公民館 については赤線で囲った範囲が仮移転先として利用可能。 南館 については全館を仮移転先として利用可能。 以上の見込みでよろしいでしょうか。	参考資料10はこれまで市で検討を進めてきた内容になります。また、「参考資料今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。 別添資料①に記載以外の仮移転先を提案する場合は、提案内容を踏まえて協議により決定するものとします。
216	【参考資料10】 仮移転先など検討資料	2-3						移転先候補施設について	ご提示頂いている仮移転先候補以外で仮移転が可能な施設がございましたら、施設概要及び図面をご提示下さい。	市有建築物において、仮移転が可能な施設は、参考資料10に記載の施設のみとなります。
217	【参考資料10】 仮移転先など検討資料	2-3						移転先候補施設について	今回事業範囲内でプレハブによる仮移転計画も可能と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、プレハブ等に係る費用は本事業に含むものとします。
218	参考資料10	3							社会福祉協議会事務所と市史編さん所の移転整備は今回の業務範囲と考えて宜しいでしょうか。 また、業務範囲の場合、「参考資料10」のような各諸室等の必要な情報を開示いただけますでしょうか。	社会福祉協議会事務所及び市史編さん所の移転に係る既存施設の改修などは本事業の対象外です。
219	参考資料10	3							図面上の「共有会議室」が赤字で記載されている理由をご教示ください。	現在と用途が変わるため示したのになります。 既存施設である南館の改修などについては本事業の対象外です。
220	参考資料10	3							「STEP2(整備)」で市民活動支援センターは、複合施設完成後の既存施設解体・外構工事時に、仮移転先から再度南館へ戻ると考えて宜しいでしょうか。	参考資料10はこれまで市で検討を進めてきた内容になります。また、「参考資料今熊地区周辺エリア複合施設整備事業基本構想 P36」の工事ステップとした場合になりますが、市が想定している仮移転先は別添資料①を参照してください。
221	参考資料10 仮移転候補施設								一時移転先となる既存施設への移転費用（移転先の改修費および引越し費用など）は別途随契契約と考えてよろしいでしょうか。	現時点で明確な改修内容が確定していませんので、別途工事とします。
222	基本構想	25	第3章	3-4				複合施設の配置イメージ	敷地内にある駐車場②(74台)の西側の白抜き部分の北側の空地範囲に、外構施設等を計画して宜しいでしょうか。	ご質問の当該土地は、民間施設（市有地に民間施設が建設されています）となりますので、外構施設等として計画することはできません。ただし、周辺の土地の高さや、出入り等について民間施設所有者と必要な協議を行い仮設計画等工事内容を検討しながら進めていく必要があります。

223	基本構想	30	第4章	4-1	(2)				構造形式について	要求水準書にて、構造形式に関して言及がありません。基本構想（概算工事費の想定）に鉄骨造の記載がありますが、構造形式は自由提案と考えてよろしいでしょうか。	構造種別と形式は提案によるものとします。
224	基本構想	35	第4章	4-4	(1)				想定スケジュール	開発許可申請に可否を含め、現状の協議状況をご教示ください。	別添資料⑦をご確認ください。
225	基本構想	36	第4章	4	(2)				工事ステップ	施設整備期間中、工事ステップイメージ、及び『【参考資料10】仮移転先など検討資料』でご提示の機能維持を前提に、解体及び新施設の整備順序に縛りは無いものと考えてよろしいでしょうか。	整備順序に制約はございませんが、工事期間中の継続した公共サービスが可能となるよう計画してください。
226	参考資料								既存擁壁について	①西側住宅部分の既存擁壁については今回工事においては何も変更などを行わず既存のままとの考えで宜しいですか。 ②また、本工事で既存擁壁への影響の有無を検討をしたいので、根入れ深さなどが分かる擁壁の構造的な資料の提示をお願い致します。	①西側住宅部分の既存擁壁については既存のままと想定しています。 ②事業区域内容の市所有の擁壁については、「参考資料2 既存施設の図面」及び別添図面③をご確認ください。なお、事業区域周辺の民間開発等による擁壁等の図面が必要な場合は、本市まちづくり推進部都市政策グループへ情報公開請求を行ってください。

※Microsoft社製 Excel（Windows版）のファイル形式で提出すること。